

令和8年1月19日（月）
午前10時30分
議会棟4階 第1委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

人 聴 傍
用 覧 閱

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第1号 職員の分限処分について

報告第2号 職員の分限処分について

報告第3号 職員の復職について

議決事項

議案第1号 職員の分限処分について

議案第2号 寝屋川市立図書館の臨時休館について

署名人

荒木教育長

山口委員

12月・1月教育委員会一般事務報告

(12月25日～1月19日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
1	8	木	校長役員会	1月校長会の案件について	総合教育研修センター
	12	月	第72回寝屋川市成人式	式典	市民会館
	14	水	1月市議会臨時会	委員会付託、委員長報告	市議会議場
			予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
	16	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	19	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室

1月・2月教育委員会行事計画書

(1月20日～2月28日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
1	20	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	23	金	大阪府都市教育長協議会	定例会	大阪市
	27	火	大阪府市町村教育委員会研修会	研修会	大阪市
			北河内地区教育長協議会	会議	大阪市
2	2	月	校長役員会	2月校長会の案件について	総合教育研修センター
	4	水	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室
	5	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	9	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	10	火	令和7年度第5回社会教育委員会 議	会議	議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
	14	土	ねやがわ子どもフォーラム2026	講演会	アルカスホール
	17	火	学校訪問		望が丘小学校・中学校
	18	水	校長役員会	3月校長会の案件について	総合教育研修センター
	20	金	市町村教育委員会教育長・学校教育 指導主管部課長会議	会議	大阪市
	21	土	第49回寝屋川市PTA大会	講演会等	アルカスホール
	24	火	3月市議会定例会(第1日)	市政運営方針(演説)、委員会付 託	市議会議場
	25	水	文教生活常任委員会	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
	26	木	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
			校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター

報告第 1 号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和 8 年 1 月 19 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和8年4月8日まで休職を命ずる

令和8年1月9日

寝屋川市教育委員会

報告第2号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和8年1月19日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和8年4月15日まで休職を命ずる

令和8年1月16日

寝屋川市教育委員会

報告第 3 号

職員の復職について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和 8 年 1 月 19 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



復職を命ずる

令和8年1月8日

寝屋川市教育委員会

議案第 1 号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 6 号の規定により、別紙のとおり分限処分を行うことについて、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 1 月 19 日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和8年4月21日まで休職を命ずる

令和8年1月 日

寝屋川市教育委員会

議案第 2 号

寝屋川市立図書館の臨時休館について

寝屋川市立図書館規則第 3 条に基づく、臨時休館を別紙のとおりとするため、
教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 1 月 19 日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

定期的な蔵書点検を実施するため。

1 特別整理に伴う臨時休館期間

図書館	休館期間
中央図書館	令和8年3月3日（火）～3月6日（金）
東図書館	令和8年2月16日（月）～2月17日（火）

2 臨時休館期間中の業務内容

蔵書点検（館内全ての蔵書の在庫点検・蔵書の現状、配架誤り等の確認。）